

施行日前（H19.9.30以前）から  
継続雇用している外国人雇用状況の届出

すべての事業所は、外国人（特別永住者を除く）の  
雇入れと離職の際、その都度、当該外国人の氏名、在留  
資格等を確認し、ハローワークに届け出る義務がありま  
す。（届出を怠ると30万円以下の罰金が課されます。）  
平成19年9月30日以前から継続雇用されている外国  
人についても、本年10月1日までに届出が必要になり  
ます。

### 対象となる外国人労働者

対象となる外国人労働者は、「特別永住者」「外交」  
「公用」を除く者とされますが、「研修」から技能実習に  
移行した「特定活動」は適用対象となります。  
以下、「永住者」「日本人配偶者」「定住者」「技術」「技能」  
などの一般的な在留資格に該当する者すべてが対象とな  
ります。

### 特別永住者とは

日本に戦前から居住することとなり、日本国との平和  
条約の発効により日本国籍を離脱し、戦後も引き続き居  
住している在日韓国人、朝鮮人及び台湾人並びにその子  
孫の方々について、日本国との平和条約に基づき日本の  
国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法によ  
りその在留等が規定されています。

### 外国人雇用状況の届出

事業主は、雇用する外国人について管轄のハローワー  
クに届け出ることが必要です。

届け出は、次の3とおりです。

#### (1) 雇用保険の被保険者である外国人の届出

資格取得届・資格喪失届の備考欄に、氏名・在留資格・  
在留期間・生年月日・性別・国籍を記載します。  
提出期限は、雇入れた日の属する月の翌月10日まで  
離職した場合は、離職した日の翌日から10日以内です。

#### (2) 雇用保険の被保険者でない外国人の届出

これは、65歳以後に雇用される外国人、日雇い労働  
者などの雇用保険の適用除外に該当する外国人の場合で  
す。

氏名・在留資格・在留期間・生年月日・性別・国籍を記  
載します。届出用紙は、様式第3号に記載します。

#### (3) 平成19年10月1日時点で既に雇用されている

##### 外国人

様式第3号に、氏名・在留資格・在留期限・生年月日・  
性別・国籍を記載して、平成20年10月1日までに届  
け出ます。

### 外国人労働者の雇用管理の改善の指針

事業主は外国人労働者について、

- ・労働関係法令および社会保険関係法令を遵守する。
- ・外国人労働者が適切な労働条件及び安全衛生の下、在  
留資格の範囲内で能力を発揮しつつ就労できるよ  
うの指針で定める事項について、適切な措置を講じる。

#### 一 外国人労働者の募集及び採用の適正化について

#### 二 適正な労働条件の確保について

- 1 均等待遇
- 2 労働条件の明示
- 3 適正な労働時間の管理
- 4 労働基準法等関係法令の周知
- 5 労働者名簿等の調製
- 6 金品の返還等

#### 三 安全衛生の確保について

- 1 安全衛生教育の実施
- 2 労働災害防止のための日本語教育等の実施
- 3 労働災害防止に関する標識、掲示等
- 4 健康診断の実施等
- 5 健康指導及び健康相談の実施

#### 四 雇用保険、労災保険、健康保険及び厚生年金保険の 適用について

- 1 制度の周知及び必要な手続の履行
- 2 保険給付の請求等についての援助

#### 五 適切な人事管理、教育訓練、福利厚生等について

- 1 適切な人事管理
- 2 生活指導等
- 3 教育訓練の実施等
- 4 福利厚生施設
- 5 帰国及び在留資格の変更等の援助
- 6 労働者派遣又は請負を行う事業主に係る留意事  
項

#### 六 解雇の予防及び再就職の援助について